

## 瀬戸市災害見舞金及び弔慰金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において、市民が災害により被害を受けた場合の災害見舞金及び弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により被害が生じることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市に住所を有していた者をいう。
- (3) 住宅 現に自己の居住の用に供している住宅をいう。

### (災害見舞金等の額)

第3条 災害見舞金等の額は、次の各号に掲げる区分応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 見舞金 住宅で次に掲げる被害の内容に応じた額（集合住宅の場合は、戸別に認定するものとする。）

ア 全壊又は全焼 50,000円

イ 半壊又は半焼 30,000円

ウ 消火冠水 20,000円

エ 床上浸水 20,000円

オ 土砂堆積 20,000円

- (2) 弔慰金 死亡（1人につき） 250,000円

2 前項第1号に規定する被害の認定基準は、内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」によるものとする。

3 第1項第1号に規定する「消火冠水」とは、生活に支障をきたす程度の消火活動による冠水被害があり、その修繕に費用が必要と認められるものをいう。

### (災害見舞金等の支給)

第4条 災害見舞金等の支給対象者は、当該被災世帯の世帯主とする。ただし、世帯主が死亡（災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第4条の規定により死亡したものと推定される者を含む。）の場合は遺族とする。

2 災害見舞金等の支給に際しては、災害調査書（別記様式）を作成するものとする。

### (支給の制限)

第5条 災害見舞金等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しないことができる。

- (1) 災害が被災者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 災害が第三者の行為によるものであって、賠償を受けることができるものである場合
- (3) 瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年瀬戸市条例第13号）第3条の災害弔慰金の支給を受けることができるものである場合（第3条第1項第2号の弔慰金の支給の場合に限る。）
- (4) その他市長が支給を不相当と認めた場合

### (雑則)

第6条 この要綱のほか、市長が必要と認める場合は、別に災害見舞金等を支給することができる。

附 則

この要綱は、平成23年10月12日から施行する。ただし、平成23年台風第15号による災害に係る被害については、当該災害が起きた日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

災害調査書

災害の種類	暴風 豪雨 豪雪 洪水 地震 火事 爆発 その他（ ）			
発生年月日	年 月 日	午前 午後	時	
発生場所	瀬戸市			
災害の内容				
家族構成	氏名	続柄	年齢	職業
		世帯主		
支給金額	円			
備考				